平成２４年（フ）第４号
新潟市北区早通北５丁目３番44―42号
債務者　内山奈穂子（旧姓国井）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
新潟市南区白根東町１丁目12番25号　北陸第８アパート北103
債務者　和久井貴子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
新潟市西区坂井東５丁目１番11号　サンライトＤ号
債務者　番馬弘美こと　朴　　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
新潟市秋葉区新津東町１丁目８番37－５号
債務者　伊藤　芳子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１２号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番36号
債務者　妹野　重成
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５５号
大阪府岸和田市土生町２丁目24番10号吉田住宅101号、前住所大阪府堺市西区浜寺石津町東３丁１番18－５号
債務者　山口真理子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５８号
大阪府泉佐野市中町３丁目３番52―202号
債務者　塚井　豊和
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
富山県高岡市上渡1249番地５ネクステージⅢ202号、前住所大阪府泉佐野市笠松２丁目４番５―102号
債務者　北庄司恭代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目23番19号１―201
債務者　渡邉　　裕
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
大阪府貝塚市二色２丁目５番４―701号
債務者　窪田　宣夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
大阪府岸和田市土生町２丁目30番12―507号
債務者　関戸　悦男
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
大阪府和泉市府中町３丁目４番20号、前住所大阪府和泉市伯太町２丁目31番46号
債務者　辻　　将司
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
大阪府和泉市池上町２丁目10番16―203号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1488番地の12
債務者　久原　増幸
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
大阪府泉大津市式内町11番13－５－401号府営泉大津式内住宅
債務者　深野　桂子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
島根県出雲市斐川町直江5367番地　セレーノ・ヴィータＢ―203
債務者　渡部　美香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５６号
山口県山陽小野田市高千帆１丁目４番４－２号
債務者　柳井　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１３号
山口県宇部市東小羽山町５丁目４番１―206号
債務者　阿南　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部